

2023年度 責任投資の活動状況について

(2023年7月～2024年6月)

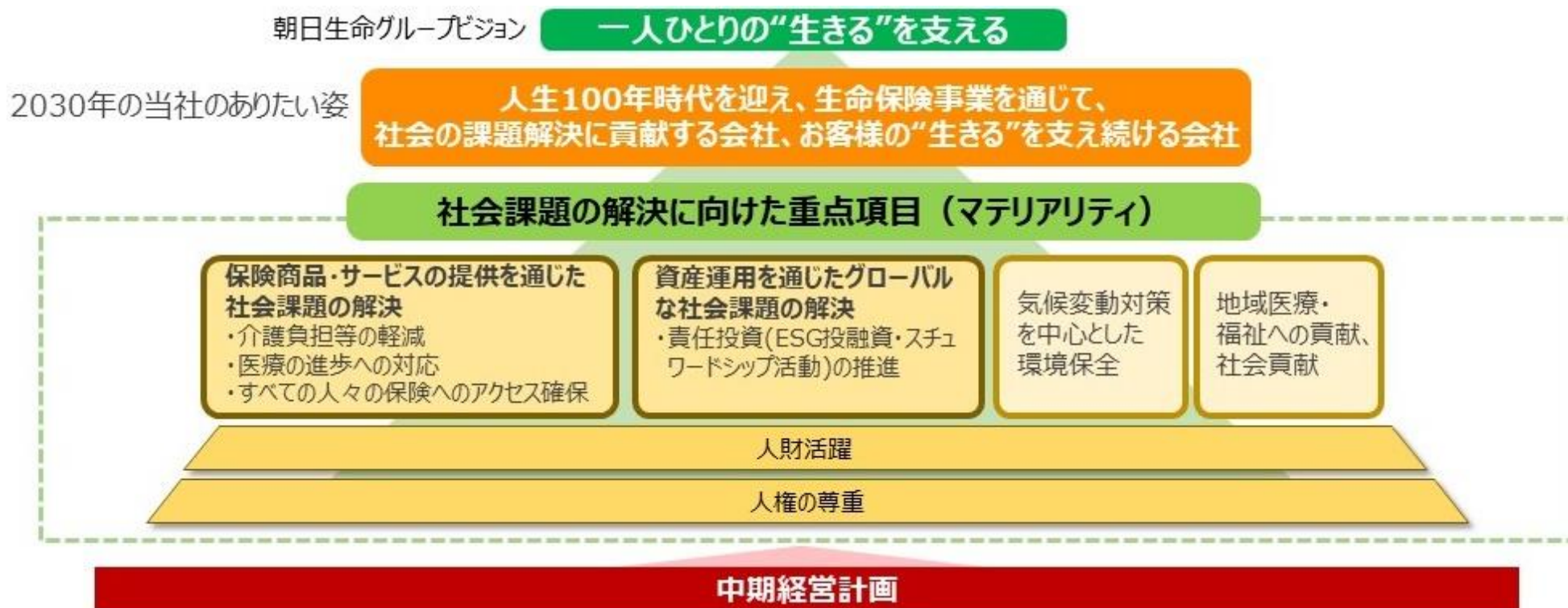
 朝日生命保険相互会社

目次

1. 朝日生命のサステナビリティ経営	…2	5. スチュワードシップ活動への取組み	
2. 責任投資について		(1) スチュワードシップ活動の位置づけ	…20
(1) 責任投資の位置づけと目標	…3	(2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス	…21
(2) 責任投資の推進体制	…4	(3) これまでのスチュワードシップ活動	…22
3. ESG 投融資への取組み		(4) 2023 年度の対話の取組み・成果	…23
(1) ESG 投融資の基本方針	…5	(5) 議決権行使の実施状況	…29
(2) ESG 投融資ガイドライン	…7	(6) 今後の課題と 2024 年度 of 取組み方針	…35
(3) イニシアティブへの参加	…10	(7) 自己評価	…38
(4) 2023 年度 of 取組み内容	…11		
(5) 2024 年度 of 取組み方針	…14		
4. サステナビリティ課題への取組み			
(1) 気候変動	…15		
(2) 2050 年度ネットゼロの達成に向けたロードマップ	…17		
(3) 人権・人的資本	…18		
(4) 自然資本・生物多様性	…19		

1.朝日生命のサステナビリティ経営

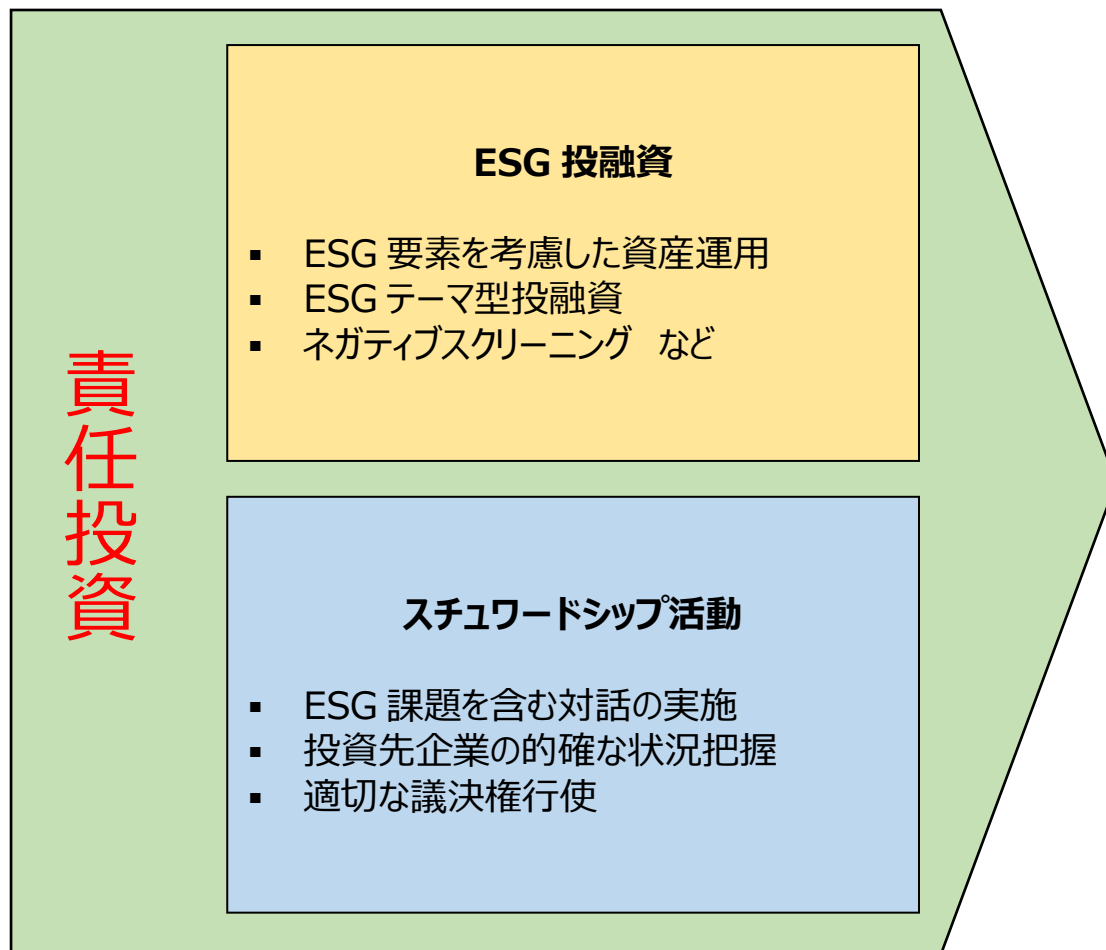
- 当社は生命保険事業が社会保障制度と共に社会を支える使命を担っており、事業活動そのものが企業としての社会的責任を果たす重要な活動であるとの認識のもと、「お客様」「社会」「従業員」をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、サステナビリティ経営を推進しています。
- サステナビリティ経営の推進にあたっては、責任投資の推進による「資産運用を通じたグローバルな社会課題の解決」を重点項目の1つとしております。
- こうした責任投資を含むサステナビリティ経営の取組みを通じて、当社のありたい姿「人生100年時代を迎え、生命保険事業を通じて、社会の課題解決に貢献する会社、お客様の“生きる”を支え続ける会社」を目指します。



2. 責任投資について

(1) 責任投資の位置づけと目標

- 当社は「ESG 投融資の基本方針」と「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」に基づく投融資を「責任投資」と位置づけ、資産運用を通じて、社会課題の解決に向けたポジティブなインパクトの創出、ネガティブなインパクトの抑制を目指すと共に、投融資リスクの削減と収益機会の獲得に取り組んでまいります。



当社の目指す姿・目標

- 社会課題の解決に向けたポジティブなインパクトの創出、ネガティブなインパクトの抑制
- 投融資リスクの削減と新たな収益機会の獲得

重点取り組みテーマ*



気候変動



健康の確保

*社会課題の解決に向けて、2つの課題を重点取り組みテーマとして選定



その他のテーマ

人権・人的資本
自然資本・生物多様性 など

2.責任投資について

(2) 責任投資の推進体制

- 責任投資については、ESG 投融資とスチュワードシップ活動を推進する責任投資推進部長を設置するとともに、責任投資委員会で ESG 投融資の強化に資する助言、および議決権行使に関する利益相反管理やスチュワードシップ活動の強化に資する助言を得ることを通じて、責任投資に係るガバナンス態勢の強化、透明性の確保を図っています。また、社長を委員長とするサステナビリティ経営推進委員会にも報告を行う体制としています。

<責任投資委員会の概要>

目的	<ul style="list-style-type: none">責任投資（ESG 投融資とスチュワードシップ活動）の推進責任投資に係るガバナンス態勢の強化と透明性の確保
開催回数	年 4 回（2023 年度） ※書面開催を含む
構成	社内委員：スチュワードシップ活動担当部門、 ESG 投融資推進担当部門、 利益相反管理部門の担当執行役員、部長 社外委員：弁護士、学識経験者等、社外の専門家

責任投資委員会開催時の様子



開催時期	協議内容
2023 年 9 月	・議決権行使判断のプロセスの妥当性の確認、検証（2022 年度分）、活動結果の公表内容について協議
2024 年 2 月	・ESG 投融資プロセスの検証結果・実効性の確認、「ESG 投融資の基本方針」「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」「議決権行使ガイドライン」の改正および「ESG 投融資ガイドライン」の制定、2024 年度の取組みの方向性について協議
2024 年 3 月	・重要な議決権行使議案について、利益相反管理の観点から賛否判断を審議
2024 年 6 月	・賛否判断に伴う投資先企業との対話内容の確認

3. ESG 投融資への取組み

(1) ESG 投融資の基本方針

- 当社では、世界的に持続可能な社会の実現に向けた取組みが進められているなか、資産運用を通じて、環境問題等、社会課題の解決に資する観点から、ESG 投融資への取組みを推進しています。
- そのようななか、国連責任投資原則（PRI）に署名し、ESG 課題を考慮した投融資の基本方針（「ESG 投融資の基本方針」※）に基づき、社内における ESG 投融資への取組みを強化しています。

※2024年4月、ESG 投融資に対する基本的な考え方や取組みスタンスの具体化等を目的に ESG 投融資の基本方針を改正するとともに、ESG 投融資ガイドラインを新設しました。

<ESG 投融資の基本方針>

【基本的な考え方】

当社は、責任ある機関投資家として、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、すべての資産の運用プロセスにおいて、それぞれの資産特性に応じて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮した資産運用を行います。

ESG 要素を考慮した投融資ならびに投融資先企業との建設的な対話を通じて、社会課題の解決に向けたポジティブなインパクトの創出、ネガティブなインパクトの抑制を目指すと共に、投融資リスクの削減と収益機会の獲得に取り組んでまいります。

【具体的な取組み】

1. 投資分析と意思決定プロセスへの ESG 課題の組み込み

収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、投融資の判断に際し、ESG に関する非財務情報に基づく企業評価を活用するなど、それぞれの資産特性に応じて、ESG 課題を投融資の意思決定プロセスに組み込みます。

2. 投融資先企業との建設的な対話ならびに情報開示の促進

投融資先企業との「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」、「議決権行使の方針」等に基づく建設的な対話や議決権行使において、ESG 課題を反映させるとともに、適切な情報開示や取組みの改善を働きかけ、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促してまいります。



3.社会課題の解決に向けた ESG 投融資の推進

収益性の確保を前提に、社会課題の解決に向けてポジティブなインパクトの創出を目指す ESG 投融資に積極的に取り組んでまいります。一方で、環境、社会に対して、ネガティブなインパクトをもたらす可能性が高いと見込まれる、一部の事業や企業に対しては投融資を行いません。

4.ESG 投融資に関する協働・普及促進

重要な ESG 課題へ対応するため、国内外のイニシアティブや協働エンゲージメントに参画し、他の機関投資家等と協働してまいります。また、PRI 署名企業が参集する会合等へ参加することや、資産運用の外部委託先に対して ESG 要素を組み入れた運用を行うよう極力働きかけることなどを通じて、PRI（国連責任投資原則）の普及促進に努めます。

5.活動状況の報告

当社の活動状況については、当社ホームページにおいて、「責任投資の活動状況について」などを通じて、定期的に報告いたします。

3. ESG 投融資への取組み

(2) ESG 投融資ガイドライン

- 当社では、ESG 課題への対応や資産別の対応スタンス、ESG テーマ型投融資の対象、ネガティブスクリーニングの具体的な対象などを ESG 投融資ガイドラインで定めています。

<ESG 投融資ガイドライン>

1. ESG 課題への対応スタンス

(1) 環境

- ・脱炭素社会への貢献を図る観点から、投融資ポートフォリオの「2030 年度温室効果ガス（GHG）排出量の削減目標達成」および「2050 年度までのネットゼロの実現」を目指します。主に対話（エンゲージメント）と投融資を通じて、投融資先企業の脱炭素化に向けた取組みを支援します。また、地球環境保護の観点から、生物多様性等の環境問題についても取組みます。
- ・対話（エンゲージメント）においては、国際的な動向等を踏まえ、投融資先企業に対して、GHG 排出量削減目標の策定とその遂行を促します。

(2) 社会

- ・人権問題、人的資本経営、健康の確保等の課題について取組みます。
- ・特に人権については、「朝日生命グループ人権方針」に沿って、投融資先企業も含め、人権尊重を推進するよう促します。

(3) ガバナンス

- ・取締役の独立性および多様性、役員報酬、買収防衛策等の課題について取組みます。

2. 資産別の対応スタンス

全資産で投融資先企業の財務情報に加えて、ESG 要素を考慮した資産運用を実施します。投融資先企業との対話においては、中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促していきます。



(1) 上場株式

- ・対象企業の ESG 要素に関する非財務情報を元に、すべての投資先に対し当社独自の ESG 評価（ESG スコア）を付与し、投資判断への反映を行います。
- ・ESG 課題に改善の余地があると考えられる企業には、対話（エンゲージメント）等を通じて ESG 課題の解決を促します。

(2) 債券（国債等・社債）

- ・国債等については、対象国の環境・社会等に関する情報を元に、すべての投資先に対し当社 ESG スコアを付与し、投資判断への反映を行います。
- ・社債については、対象企業の ESG 要素に関する非財務情報を元に、すべての投資先に対し当社 ESG スコアを付与し、投資判断への反映を行います。
- ・ESG 課題に改善の余地があると考えられる企業には、対話（エンゲージメント）等を通じて ESG 課題の解決を促します。

(3) 融資

- ・融資の実行を検討する際、対象企業の ESG への取組みに関する評価を実施します。
- ・ESG 課題に改善の余地があると考えられる企業には、対話（エンゲージメント）等を通じて ESG 課題の解決を促します。

(4) 不動産

- ・新築・既存物件に高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、環境認証の取得に取り組めます。
- ・新築工事等を行う際、発注先との対話（エンゲージメント）等を通じて、ESG 要素を考慮した取組みを推進します。
- ・建物の運営管理において ESG 要素を考慮した取組みを行います。

3. ESG テーマ型投融資

当社は、ESG 課題の解決への貢献が期待されるテーマを持った、以下の投融資（ESG テーマ型投融資）に積極的に取り組めます。

- ① ICMA（国際資本市場協会）の原則等に沿って発行された債券、融資（グリーンボンド、ブルーボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン等）
- ② 再生可能エネルギー事業に対する投融資
- ③ 公共性が高いインフラ事業に対する投融資
- ④ 環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）の要素を投資対象選定の主要な要素と位置づけるファンド
- ⑤ ポジティブなインパクトの創出を主な目的とする投融資
- ⑥ トランジション・ファイナンス※

※トランジション・ファイナンスについては、温室効果ガス（GHG）を多く排出する企業への融資が見込まれるため、一時的に当社の資産ポートフォリオの排出量増加に繋がりますが、中長期的には投融資先企業および社会の脱炭素化に資するため、前向きに取り組めます。

- ⑦ その他、環境または社会へのポジティブな効果が見込まれるもの



4. ネガティブスクリーニング

環境、社会に対して、ネガティブなインパクトをもたらす可能性が高いと見込まれる、以下の事業や企業に対する投融資は行いません。

- ① 石炭火力発電開発事業
- ② 非人道的兵器製造企業（核兵器製造企業を含む）
- ③ たばこ製造企業

3.ESG 投融資への取組み

(3) イニシアティブへの参加

- 当社は責任投資を推進する観点から、以下のイニシアティブに署名しています。

国連責任投資原則 (PRI)	
<p>Signatory of:</p> 	<p>2019年4月、機関投資家に対し、ESG(環境、社会、ガバナンス)の課題を、投資の意思決定プロセスに組み込むことを提唱する原則「国連責任投資原則(PRI)」に署名しました。</p>
人権・社会課題の解決に向けたイニシアティブ「Advance」	
	<p>2023年3月、国連責任投資原則(PRI)が設立した人権・社会課題の解決に向けたイニシアティブ「Advance」に署名しました。</p> <p>※当社は Advance の活動を支持・支援する「Endorser」として署名しました。</p>
気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	
	<p>2019年6月、金融安定理事会により設置された TCFD (※) が発表した提言に賛同しました。</p> <p>※TCFD : Task Force on Climate-related Financial Disclosures 企業や機関に対して気候関連の情報開示を推奨するとともに、開示の基礎となる枠組みを提示。なお、2023年のTCFD解散に伴い、2024年よりIFRS(国際会計基準: International Financial Reporting Standards)が企業の気候関連開示のモニタリングを引き継いでいます。</p>
気候変動問題の解決に向けたイニシアティブ「Climate Action 100+」	
	<p>2024年9月、気候変動問題の解決に向けたイニシアティブ「Climate Action 100+」に署名しました。</p> <p>※当社は Climate Action 100+の活動を支持・支援する「supporter」として署名しました。</p>

3. ESG 投融資への取組み

(4) 2023 年度 of 取組み内容

2023 年度は以下の取組みを実施しました。

1. ESG 要素を考慮した資産運用（インテグレーション）

- 全資産で投融資先企業の財務情報に加えて、ESG 要素を考慮した資産運用を継続して実施しています。各資産での具体的な取組み内容は以下の通りです。

資産	取組み内容
上場株式	対象企業の非財務情報を元に、すべての投資先に対し当社 ESG スコアを付与し、投資判断への反映を行っています。
社債	
国債等	対象国の環境・社会に関する情報を元に、すべての投資先に対し当社 ESG スコアを付与し、投資判断への反映を行っています。
融資	融資の実行を検討する際、対象企業の ESG への取組みに関する評価を実施しています。
不動産	建物の運営管理において ESG 要素を考慮した取組みを行います。 新築工事等を行う際、発注先との対話等を通じて、ESG 要素を考慮した取組みを推進します。

2. サステナビリティに関する課題 ※ の対話（エンゲージメント） ※ ESG 要素を含む、中長期的な持続可能性に関する課題

- 上場株式に加え、社債や融資の投融資先企業と、サステナビリティに関する課題の対話を実施しました（詳細は「サステナビリティ課題への取組み」や「スチュワードシップ活動への取組み」ページをご参照ください）。

3. 気候変動への対応（詳細は「気候変動への取組み」ページをご参照ください）

- 投融資ポートフォリオについて、温室効果ガス排出量の 2030 年度中間削減目標（2020 年度比 ▲39%）および 2050 年度の同排出量をネットゼロとする削減目標を設定しています。
- 気候変動に伴うリスク・機会、当社への影響を把握するため、想定される環境変化と影響を整理のうえ、シナリオ分析を実施しました（詳細は[当社ホームページ](#)をご参照ください）。

3.ESG 投融資への取組み

(4) 2023 年度 of 取組み内容

4.ESG テーマ型投融資

- 当社は社会課題の解決に資するテーマを持った資産への投融資を積極的に行っています。なお、金利上昇の局面において一部保有銘柄の入れ替え売買を実施しています。

<ESGテーマ型投融資の残高（億円、簿価ベース）>

	主な貢献領域		2023年3月末	2024年3月末	前年度からの増減
	E（環境）	S（社会）			
グリーンボンド等（※）	○		298	313	+16
ソーシャルボンド		○	647	727	+80
サステナビリティボンド	○	○	286	290	+4
ESG関連ファンド	○	○	261	361	+100
プロジェクトファイナンス等	○		500	661	+161
計			1,991	2,352	+361

※ブルーボンドを含む。

<2023 年度の主な投融資実績>

- 中米経済統合銀行が発行するブルーボンド**
本債券を通じて、中米地域の水資源保護、持続可能な水管理、再生可能エネルギー、ブルーエコノミー、海洋生態系保護等を目的とするプロジェクトを支援します。
- 国内蓄電所への投資を行うファンド**
太陽光、風力等の再生可能エネルギーは発電量の変動が大きく、電力需要との調整が必要不可欠となります。
蓄電所はあらゆる電力の調整を可能にするため、本投資を行うことで再生可能エネルギー普及への寄与を図ります。



（出典）中米経済統合銀行

3. ESG 投融資への取組み

(4) 2023 年度 of 取組み内容

5. 保有不動産での取組み

- 当社が発注者として推進する建設プロジェクト「社宅建替えおよび有料老人ホーム新築工事〈あさひの杜国立〉」において、公益財団法人都市緑化機構が運営する認証「SEGES（※）」の『つくる緑』に認定されました。敷地内の緑化や自治体へ提供する公園の整備、地域住民に開放する緑道の設置等の計画が評価されたものです。なお、生命保険会社による SEGES 認定の取得は初となります。
みどり豊かな景観を通して、地域の環境保全、生物多様性の保全・創出に貢献していきます。
- 朝日生命多摩本社ビル・新宿エルタワーにおいて、不動産の環境性能を評価する CASBEE-不動産評価認証で A ランクを取得しています。また、照明器具の LED 化を進める等、環境に配慮した不動産投資を進めています。
- 投資用不動産の使用電力について再生可能エネルギー由来への切り替えを進め、対象とする全 140 物件への導入を完了しました。再生可能エネルギーの導入により、投資用不動産では年間で約 4 万トンの GHG 排出量削減につながると試算しています。



※SEGES（Social and Environmental Green Evaluation System：社会・環境貢献緑地評価システム）＝企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組みを評価し、社会・環境に貢献している緑地であると認定する制度。

6. ネガティブスクリーニング

- 当社の事業内容や重点取組みテーマ等を考慮し、以下を対象にネガティブスクリーニングを実施しています。
石炭火力発電開発事業、非人道的兵器製造企業（核兵器製造企業を含む）、たばこ製造企業

3.ESG 投融資への取組み

(5) 2024 年度取組み方針

- 当社は今後も ESG 要素を考慮した資産運用（インテグレーション）やサステナビリティ課題に関する投融資先との対話（エンゲージメント）に取り組んでまいります。こうした取組みを通じて、社会課題の解決に向けたポジティブなインパクトの創出、ネガティブなインパクトの抑制を目指すと共に、投融資リスクの削減と収益機会の獲得を目指してまいります。

1.ESG 要素を考慮した資産運用（インテグレーション）

- 上場株式や国債等・社債において、当社 ESG スコアを活用したポートフォリオの構築、およびモニタリングを実施してまいります。
- オルタナティブ投資※等の委託資産（ファンド）については、運用会社や商品の選定において ESG 要素を考慮した運用を推進してまいります。

※伝統的な運用資産である株式や債券の代替投資とされるインフラファンド、不動産投資信託（リート）、ヘッジファンド等を活用した投資手法。

2.投融資先とのサステナビリティ課題に関する対話（エンゲージメント）

- 「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」に基づき、上場株式および社債、融資の投融資先と対話を継続して実施します。
- 「気候変動」「人権・人的資本」「自然資本・生物多様性」といった課題については企業活動における重要性が高まっています。こうした課題について投融資先と対話を行い、改善を促していくことは投融資リスクの削減と収益機会の獲得を目指す上で特に重要な取組みであることから、2024 年度は以下の方針で投融資先と対話を行います。

気候変動	気候変動への対応を後押しする観点から中長期の削減目標の設定や引き上げ、具体的な削減戦略の策定を促してまいります。 (投融資ポートフォリオにおける対応の詳細は「サステナビリティ課題への取組み」ページをご参照ください)
人権・ 人的資本	企業の取組み状況の情報収集に努め、改善すべき点などが見つかった場合は対応を促します。特に、人権については課題への取組みが重要になると想定される企業と対話を行います。
自然資本・ 生物多様性	今後重要性が高まるテーマであると想定されることから、情報収集を進め、自然資本への依存や影響の大きさを踏まえたうえで企業と取組み内容の確認等の対話を行います。

3.ESG テーマ型投融資

- 再生可能エネルギーを対象としたプロジェクトファイナンスなど、ESG テーマ型投融資を推進してまいります。
- 保有不動産において環境認証の取得や照明器具の LED 化の推進等、引き続き環境に配慮した不動産投資を進めてまいります。

4.サステナビリティ課題への取組み

(1) 気候変動

- 当社はサステナビリティ経営の重要課題のひとつである気候変動対策への取組みとして、温室効果ガス排出量の2050年度ネットゼロを目指すことを決定するとともに、2030年度中間削減目標を設定しています（[2022年3月29日付ニュースリリース](#)）。

1. 投融資ポートフォリオの温室効果ガス削減状況について

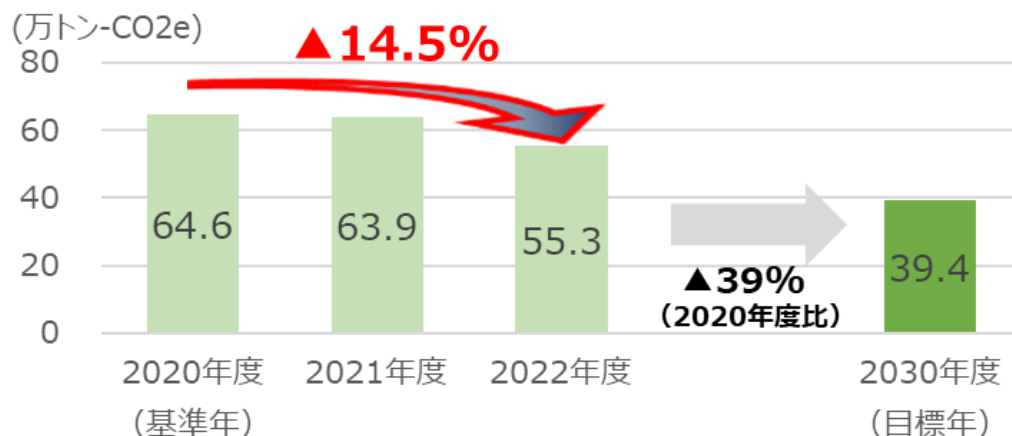
- 投融資ポートフォリオの温室効果ガス（GHG）排出量について、2030年度に▲39%（2020年度比）、2050年度のネットゼロを目指します。2022年度の総排出量は55.3万トンとなりました（2020年度比▲14.5%）。
- 継続して保有している企業の総排出量の減少や多排出企業に対する投融資残高減少等を要因として、総排出量は減少しました。今後も気候変動への対応を後押しする観点から中長期の削減目標の設定や引き上げ、具体的な削減戦略の策定を促してまいります。

削減目標（※1）	
2030年度（2020年度比）	2050年度
▲39%（※2）	ネットゼロ

排出量の推移		
2020年度（基準年）	2021年度	2022年度
64.6万トン	63.9万トン	55.3万トン

※1 対象資産は国内上場企業の株式・社債・融資。
測定対象は投融資先企業のScope1+2。
削減目標は総排出量ベース。

※2 2013年度比に換算すると▲50%であり、日本政府の削減目標（挑戦目標）と同等。



〔参考〕 Scope3カテゴリ15 (投融資ポートフォリオ) の排出量計算式

$$\sum_{i=1}^n \left(\frac{\text{当社の保有金額 } i \text{ (※1)}}{\text{企業価値 } i \text{ (※2)}} \times \text{投融資先の GHG 排出量 (Scope 1 + Scope 2) } i \right)$$

※1 株式は時価ベース、社債・融資は簿価ベース。
※2 株式時価総額と有利子負債等の合計。

4.サステナビリティ課題への取組み

(1) 気候変動

2.対話の実施（対話事例については「スチュワードシップ活動への取組み」ページをご参照ください）

- 上場株式・社債・融資の投融資先延べ 22 社と GHG 排出量削減等に関し対話を実施しました。
- 投融資ポートフォリオの排出量上位 10 社（※1）の削減目標の平均値（※2）は 2020 年度比▲29%（前年度差 2 ポイントの引き上げ）となりました。

※1 2023 年 3 月末時点。 ※2 2022 年度の当社保有割合（持分排出量）に応じた加重平均値。

3.プロジェクトファイナンス・グリーンボンド等における定量的インパクト

- 当社では投融資を通じて社会課題の解決に貢献するインパクトの創出に取り組んでいます。
- 気候変動に関しては、太陽光発電などの再生可能エネルギーを対象としたプロジェクトファイナンスやグリーンボンド等への投資に取り組んでいます。
2024 年 3 月末に投融資を実行している再生可能エネルギーを対象としたプロジェクトファイナンスによって、年間で約 26 万トンの GHG 排出量削減につながっています（※1）。
- また、グリーンボンド等への投資によって、年間で約 22 万トンの GHG 排出量削減につながっています（※2）。

※1 再生可能エネルギーによる発電によって火力等による発電が回避されたとの前提に基づき、2023 年 4 月～2024 年 3 月における各プロジェクトファイナンスの発電実績量から、当社の投融資額による持ち分に応じた GHG 排出削減量を算出。

※2 インパクトレポート等の開示情報に基づき、当社の投融資額による持ち分に応じた GHG 排出削減量を算出。



<再生可能エネルギーを対象としたプロジェクトファイナンスの実行状況（2024 年 3 月末）>

投融資残高（※3）	年間発電量（※4）	削減した排出量	投融資先
409 億円	442GWh	約 26 万トン	国内外の太陽光・風力等への発電案件

※3 2024 年 3 月末までに発電実績のあるプロジェクトファイナンスの投融資残高。 ※4 当社の投融資額による持ち分に応じた発電量。

<グリーンボンド等への投資状況（2024 年 3 月末）>

投融資残高	削減した排出量	投融資先の主な資金用途
604 億円	約 22 万トン	太陽光発電施設の建設など

4.サステナビリティ課題への取組み

(2) 2050年度ネットゼロの達成に向けたロードマップ

- 2050年度ネットゼロの達成に向けた工程表として、2030年度までのロードマップを策定しました。気候変動への対応を後押しする観点から、投融資先との対話では中長期の削減目標の設定や引き上げ、具体的な削減戦略の策定を促してまいります。

				第1期間			第2期間			第3期間			2030年度末	2050年度末
				2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
2030年目標達成に向けた期間ごとの目標				平均削減目標の引き上げ 目標達成確度の向上			削減目標の低い先、削減が進んでいない先の底上げ			目標達成に向けた仕上げ・見きわめ				
投融資先との対話 (※1)	メインテーマ	削減目標・戦略	マイルストーン 排出上位先の平均削減目標	中長期の削減目標設定・引き上げ (削減目標のSBT認定取得等含む※2) 具体的な削減戦略 目標や同業他社に対して削減が進んでいない要因・削減に向けた改善策等										
		削減実績	排出上位先の削減実績											
	個別課題	ガバナンス態勢	改善社数	TCFDへの賛同 経営層による監督(担当役員・委員会の設置等) 役員報酬への気候変動要素の組み込み等										
		開示スタンス	改善社数	scope別、地域別、事業別排出量の開示 TCFDに沿ったシナリオ分析等の開示 定量的な財務影響等の開示										
技術革新(鉄鋼・化学・電力等)		改善社数	分野別ロードマップ(※3)を参考に技術革新への取組み、削減への寄与等を確認 (技術革新の例)鉄鋼・・・水素還元製鉄、次世代コークス											
テーマ型投融資				再生可能エネルギープロジェクトファイナンス、グリーンボンドへの投融資等										

排出量 ▲ 39%削減 (2020年度比)

ネットゼロ

※1: 当該ロードマップは、気候変動に関する政策変更等を踏まえ適宜見直しを実施する。 ※2: SBT (Science Based Targets) : パリ協定の考え方と整合した、企業が設定するGHG削減目標

※3: 経済産業省「トランジションファイナンス」に関する鉄鋼分野・化学分野・電力分野等における技術ロードマップ

4.サステナビリティ課題への取組み

(3) 人権・人的資本

- 人権について、当社は「朝日生命グループ人権方針」に沿って投融資先企業に対し、人権尊重を推進するよう促しています。また、ESG スコアにおいて人権方針の策定や人権デューデリジェンスの体制整備等について評価を行うなど、投融資判断への活用に取り組んでいます。
- 人的資本については、投融資先企業の取組み状況の情報収集に努め、改善すべき点などが見つかった場合は対応を促しています。また、ESG スコアにおいて経営課題と連動した人財戦略の策定や人材育成への取組みについて評価を行うなど、投融資判断への活用を進めています。
- 2023 年度は投融資先延べ 27 社と人権・人的資本に関し対話を実施しました。

1.人権に関する取組み

- 2023 年度は人権をスチュワードシップ活動における主要なテーマの 1 つとして対話を実施しました。
- 人権方針の策定などの取組みを進める企業が多く見られた一方、人権問題を課題と認識せずに積極的に取り組む姿勢が見られなかった企業がありました。2024 年度は課題への取組みが重要になると想定される企業と対話を行います。
- ESG 要素を考慮した資産運用（インテグレーション）では、ESG スコアにおいて人権方針の策定や人権デューデリジェンスの体制整備等について評価を行うなど、投融資判断への活用に取り組んでいます。

<評価項目の例> 人権方針等が策定されているか、人権デューデリジェンスの体制が整備されているか

2.人的資本に関する取組み

- 2023 年度は人的資本をスチュワードシップ活動における主要なテーマの 1 つとして対話を実施しました。
- 2024 年度は企業の取組み状況の情報収集に努め、改善すべき点などが見つかった場合は対応を促してまいります。
- ESG 要素を考慮した資産運用（インテグレーション）では、ESG スコアにおいて経営課題と連動した人財戦略の策定や人材育成への取組みについて評価を行うなど、投融資判断への活用を進めています。

<評価項目の例> 経営課題と連動した人財戦略が策定されているか、人材育成への取組みは進んでいるか

- なお、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は次期開示基準の策定に向けて人的資本を研究テーマの 1 つとして選定しました。こうした国際的な動向なども踏まえながら、人的資本に関する取組みを進めてまいります。

4.サステナビリティ課題への取組み

(4) 自然資本・生物多様性

- 自然資本・生物多様性は今後重要性が高まるテーマであると想定されます。
- 2024年度は情報収集を進め、自然資本への依存や影響の大きさを踏まえたうえで企業と取組み内容の確認等の対話を行います。

1.自然資本・生物多様性に関する動向

- 自然資本・生物多様性に関しては、2023年9月に TNFD（※）の提言による国際的な開示基準が策定されました。
- この提言によって情報開示を行うと表明した日本企業は80社以上となっており、2025年以降は各社の開示が本格化していくものと思われます。
また、機関投資家の間でも投融資先が自然資本・生物多様性へ依存すること、あるいは影響を与えることに対するリスク等への認識が高まりつつあります。

※Taskforce on Nature-related Financial Disclosures（自然関連財務情報開示タスクフォース）



2.当社の取組み

- こうした国際的な動向を踏まえると、自然資本・生物多様性は今後重要性が高まるテーマであると想定されます。
- 当社においては、まずは情報収集を進め、自然資本への依存や影響の大きさを踏まえたうえで企業と取組み内容の確認等の対話を行います。

5. スチュワードシップ活動への取組み

(1) スチュワードシップ活動の位置づけ

当社はお客様から保険料としてお預かりしている資産を、将来のお支払いに備えて安定かつ効率的に運用することを目指しています。

スチュワードシップ活動は、投資活動の実効性を中長期的に高めていくために、極めて重要な業務と位置づけています。

スチュワードシップ活動を通して、投融資先の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促していくことにより、当社の運用収益の拡大に資するものと考えています。

具体的には、以下のような考えに基づきスチュワードシップ活動を実施しています。

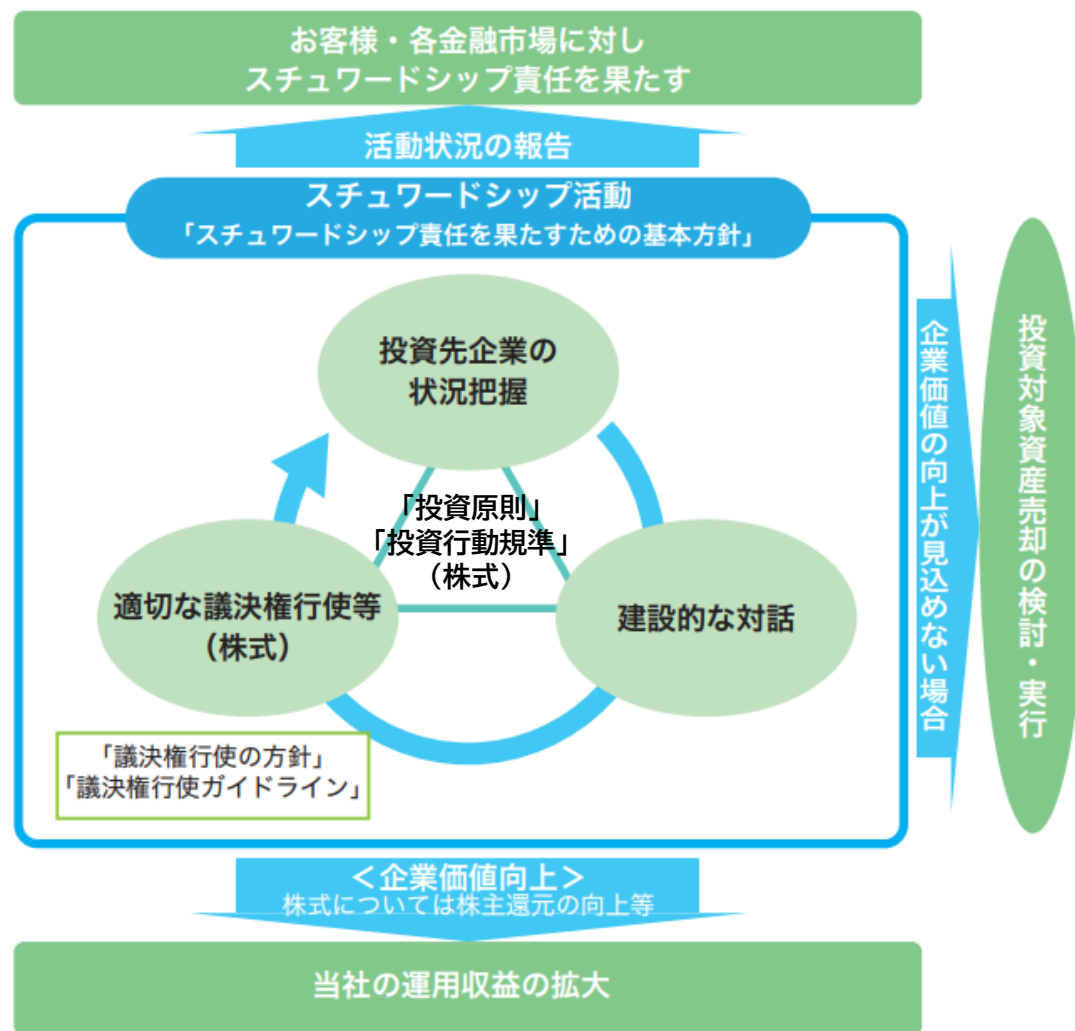
【株式】

投資活動の実効性を中長期的に高めていくため、右図のとおり「**投資先企業の状況把握**」、「**建設的な対話**」、「**適切な議決権行使**」を3つの柱と位置づけ、PDCAサイクルに基づき運営しています。

【社債・融資】

「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」に基づいて対話等を実施します。

<当社のスチュワードシップ活動のイメージ>



5. スチュワードシップ活動への取組み

(2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス

- 当社では、お客様からお預かりしている資産の中長期的な運用効率の向上を図るという観点から、「①株主還元の強化」、「②サステナビリティ※に関する課題への取組み強化」、「①・②を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」の3点を主眼としてスチュワードシップ活動を行います。
- 投資先企業との対話に際しては、事前に業績動向、サステナビリティ課題への取組み状況等を分析・把握したうえで、対話の対象となる投資先企業を選別し、以下の事項について意見交換を行います。

※ 環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素を含む、中長期的な持続可能性。

<当社スチュワードシップ活動の主なテーマと対話のポイント>

株主還元の強化	サステナビリティに関する課題への取組み強化	ガバナンス態勢の整備	その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 株主還元に対する考え方 ● 継続的に配当性向が低迷している場合、その理由および妥当性 ● 現金等を多く保有している場合、資本政策や手元資金の用途 	<p>《重点取組みテーマ》 気候変動、健康の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネットゼロ達成に向けた中長期の削減目標の設定や引き上げ、具体的な削減戦略の策定 ● 人権、人的資本への取組み状況の確認 ● 自然資本・生物多様性への取組み促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益性（ROE）の改善 ● 独立社外取締役比率の引き上げおよび独立性の確保、取締役の多様性確保（女性取締役選任を含む）、政策保有株式の削減、買収防衛策の廃止 ● 法令違反等の不祥事が発生した場合、業績への影響、および再発防止策の実効性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主総会議案の賛否を判断するための対話※ <p>※対話の中で投資先企業の考え方等を確認するとともに、当社の要望を表明することで、形式的な賛否判断となることを回避します。</p>

5. スチュワードシップ活動への取り組み

(3) これまでのスチュワードシップ活動

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対話数（延べ）	30社	28社	43社	53社	63社	71社※
主眼とする対話テーマ	株主還元の強化					
議決権行使基準 主な改正内容	<ul style="list-style-type: none"> 買収防衛策、原則賛成から全件個別精査に改定 	<ul style="list-style-type: none"> ESG 課題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 配当性向基準引き上げ 独立社外取締役比率引き上げ 社外取締役の独立性基準厳格化 政策保有株式 買収防衛策、原則反対 	<ul style="list-style-type: none"> プライム上場子会社の独立社外取締役比率引き上げ プライム上場企業の女性取締役の有無 		

※2022年度以降は、7月～6月で集計。2023年度は、債券・融資での対話の件数も含む。

5. スチュワードシップ活動への取組み

(4) 2023年度の対話の取組み・成果

① 2023年度の対話（株式保有先）

当社では「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」原則4において、投資先企業との対話について、各企業の状況把握の結果や議決権行使結果等を踏まえ、優先順位づけを行い対応することと定めています。

対象企業数 185 社（2023年3月末 株式保有先）

株主還元、サステナビリティ、ガバナンスに課題がある

企業数 108 社

対話先企業数 53 社（延べ 65 社）

（保有ウェイト等で選定）

うちマイルストーン管理企業

31 社

【対話先企業 53 社の内訳】

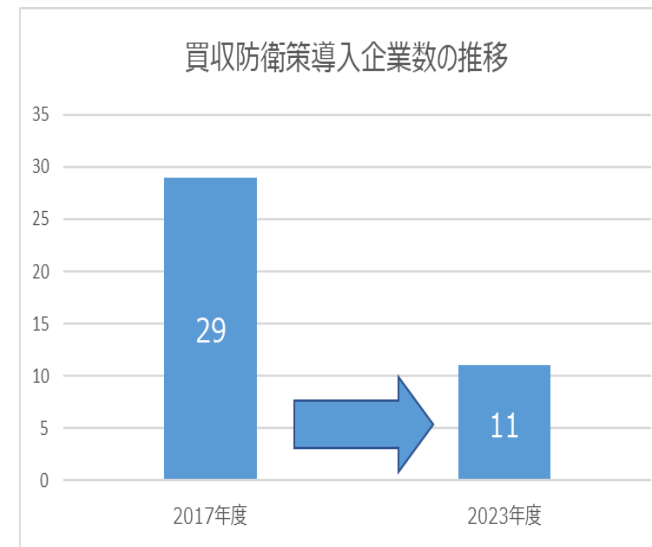
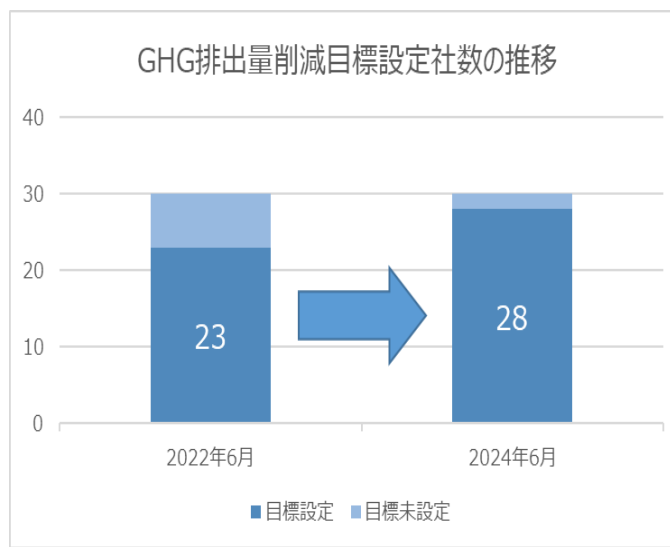
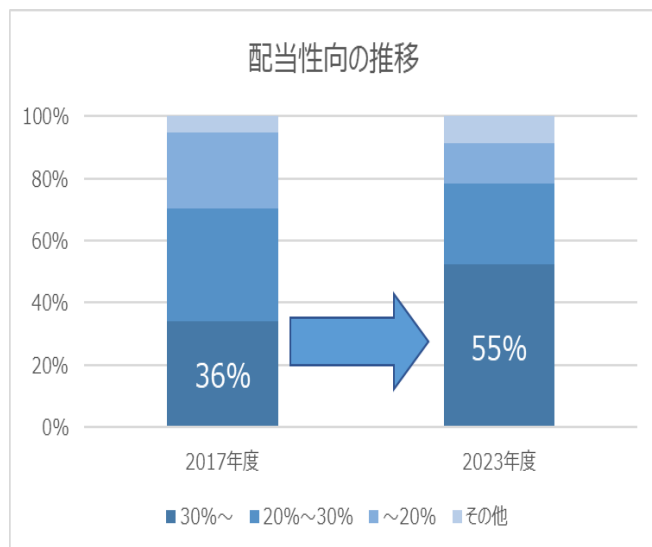
	（重複あり） 対象企業数
株主還元姿勢	8
サステナビリティ	33
うち気候変動	17
うち人権・人的資本	27
うち女性取締役	2
ガバナンス態勢	29
うちROE3期連続5%未満	13
うち独立社外取締役人数	8
うち独立社外取締役の独立性	9
うち買収防衛策	8
その他	8

② 協働エンゲージメントの実施

当社が参加する生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキング・グループを通じ、「ESG 情報の開示充実」と「株主還元の充実」、「気候変動の情報開示充実」をテーマとして、ワーキング・グループ参加 11 社の連名で、上場企業 148 社（延べ 155 社）に対し課題意識を伝える書簡を送付しました。

[\(リンク\) 生命保険協会](#) 『スチュワードシップ活動ワーキング・グループ参加会社による協働エンゲージメントの実施』（2024 年 2 月 8 日付ニュースリリース）

③ 中長期的な対話の成果（株主還元、サステナビリティ、ガバナンス）



- 株主還元においては、配当性向 30%以上の企業数の割合が 36%→55%へ増加しました。

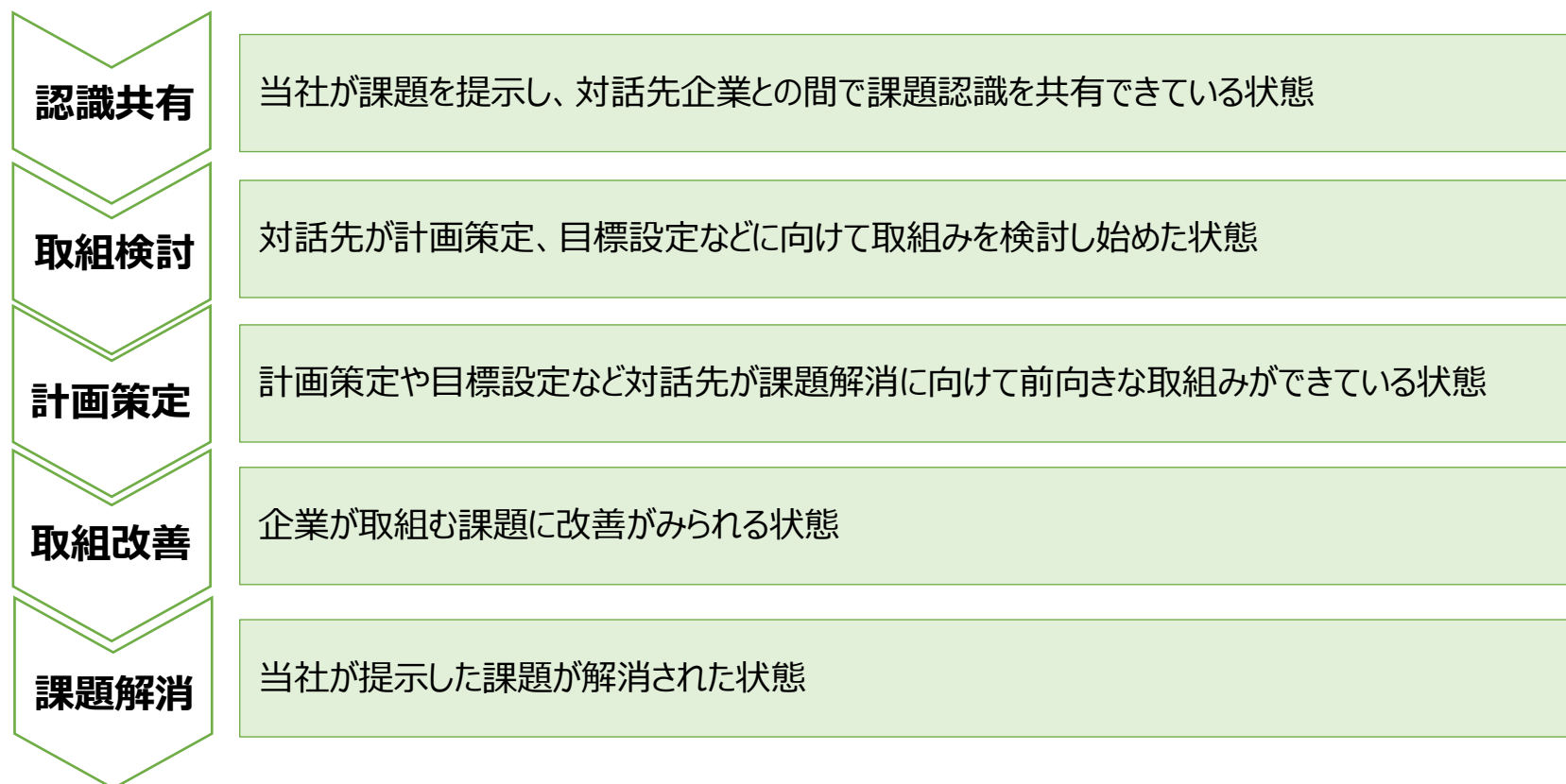
- サステナビリティにおいては、投資先企業の GHG 排出量上位 30 社のうち、GHG 排出量削減目標（2030 年度）を設定した企業が 23 社→28 社となりました。これにより削減目標を設定していない企業は 2 社となりました。

- ガバナンスのテーマの一つである買収防衛策においては、導入企業数が 29 社→11 社へ減少しました。

④ マイルストーン管理

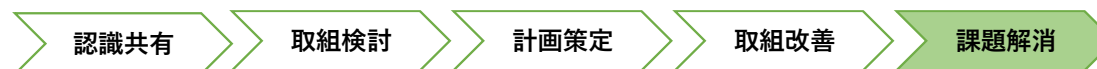
- マイルストーン管理の対象は、株主還元、業績改善、ESG 課題への取組み改善等が継続的に必要と判断した企業です。
- 課題テーマ別に「認識共有」「取組検討」「計画策定」「取組改善」「課題解消」の 5 段階のマイルストーンを設定し企業ごとの状況を把握するとともに、マイルストーンステージが進展しない企業には、期限の設定、目標の開示等を強く要請する等、スチュワードシップ活動の実効性を高めています。
- その結果、マイルストーンステージが改善する企業が増加しましたが、「計画策定」、または「取組改善」に複数年にわたりとどまる企業も見受けられます。
- 対象企業数は、2023 年 6 月末で 36 社あり、「課題解消」した企業が 10 社、新たにマイルストーン管理対象となった企業が 5 社あったため、2024 年 6 月末には 31 社に減少しました。

<5 段階のマイルストーン>



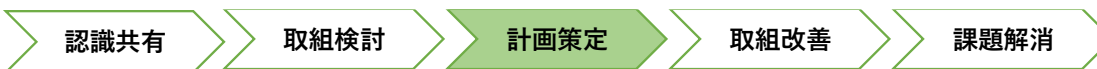
⑤ 2023年度の対話の成果【事例】

(ア) 株主還元が課題となった事例



対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
株式 (建設業)	対象企業は堅調な業績を維持していたが、3期連続でキャッシュリッチかつ配当性向30%未満かつ総還元性向30%が継続している。 株主還元の強化や目標設定を要請する。	設備投資のため一時的にキャッシュリッチとなってしまっている。将来的に配当性向30%の達成を目指し、株主還元に関する目標設定も検討しているとのこと。 株主還元について前向きに取組む意向を確認した。	対話後に自社株買いを実施し、総還元性向30%を上回った。

(イ) 業績が課題となった事例



対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
株式 (食品)	対象企業は営業利益率の改善が進まずROEの低迷が継続している。また、コロナ禍以降は営業赤字となっている。 早期の黒字回復とROE目標の設定を要請する。	すぐにROE5%を目標とするのは難しいが、今後は収益性が改善してくるかと考えており、その際には段階的な目標も検討したいとのこと。 収益性の改善、および将来的な目標設定の意向を確認した。	2024年3月期は5期ぶりに営業利益が黒字予想である。 今後は業績改善状況を注視し、ROE5%目標設定を要請していく。

(ウ) サステナビリティへの取組みが課題となった事例

マイルストーン管理対象外

対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
株式・融資 (パルプ・紙)	対象企業は製品の製造過程において大量の温室効果ガスを排出するため、温室効果ガスの排出削減に課題がある。気候変動による企業活動へのリスクについて認識を共有するとともに、温室効果ガス排出量削減の経過を確認する。	工場の休停止等で途中経過に変動があると思うが、2030年▲54%減目標に向けて見通しは変わっていないとのこと。削減に向けて順調に取り組んでいることを確認した。	削減への取組状況を継続的に確認していく。

(エ) サステナビリティへの取組みが課題となった事例

マイルストーン管理対象外

対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
株式 (非鉄金属)	対象企業の事業領域は、人権問題への取組みが重要であると考えます。人権への取組み、特に人権デューデリジェンス体制を確認する。	人権デューデリジェンスは外国人労働者とサプライチェーンを対象に実施しており、人事部とグループ購買統括部がそれぞれ担当している。現状、横断的な専門部署の設置予定はないとのこと。人権問題へ一定程度取り組んでいることを確認した。	人権デューデリジェンス体制の強化や人権リスク全般の対応について、進捗を確認し、取組みの促進を働き掛ける。

(オ) サステナビリティへの取組みが課題となった事例

マイルストーン管理対象外

対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
社債 (海運)	<p>対象企業は船舶から大量の温室効果ガス排出しているため、温室効果ガスの排出削減に課題がある。</p> <p>排出削減に向けたロードマップと進捗状況を確認するとともに、大量の温室効果ガスを排出するコンテナ子会社について、自社排出量として組み入れ、削減目標に組み入れることを要請する。</p>	<p>コンテナ子会社が排出する温室効果ガスについて、自社排出量として組み入れる方向で検討すること。</p> <p>温室効果ガス削減の目標達成に向けた取り組み状況について確認した。</p>	<p>温室効果ガス削減に向けた取り組み、コンテナ子会社が排出する温室効果ガスの自社排出量としての組み入れ有無について確認を行い、脱炭素に向けた取り組みの促進を働きかける。</p>

(カ) サステナビリティへの取組みが課題となった事例

マイルストーン管理対象外

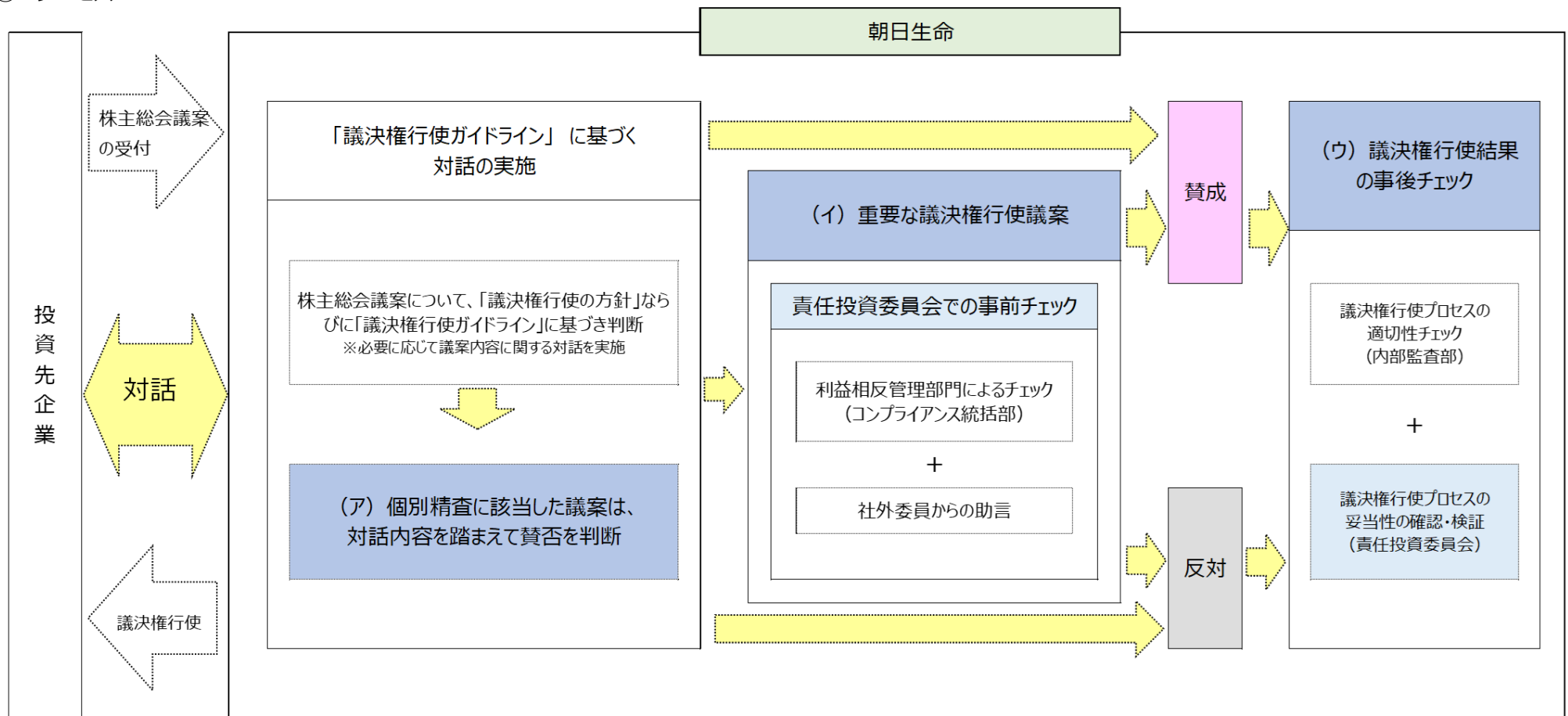
対象資産	対話の概要	対話の成果	企業の対応と今後の方針
融資 (電力)	<p>対象企業は火力発電所(石炭、LNG)において大量の温室効果ガスを排出しており、排出削減に課題あり。</p> <p>同社設定の温室効果ガス削減目標達成に向けたロードマップに関して直近の進捗状況や今後の見通しについてヒアリングする。</p>	<p>温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組みにおいて、前回対話時には検討課題だった火力発電の脱炭素方法の方向性が確定したとのこと。</p> <p>また、少しずつではあるが排出量削減が進捗していることを確認した。</p>	<p>今後も引き続き排出量削減に向けた取組方針や削減実績について確認を行い、脱炭素に向けた取り組みの促進を働きかける。</p>

5. スチュワードシップ活動への取り組み

(5) 議決権行使の実施状況

当社は、お客様からお預かりしている資産を運用するに当たって、適切な議決権行使は、投資先企業の企業価値の維持・向上に繋がる重要な手段であると考えています。そのため、「議決権行使ガイドライン」に則り、投資先企業のコーポレートガバナンス、業績・財務状況、資本政策、株主への利益還元姿勢等の視点から議案毎に賛否判断を行います。

① プロセス



(ア) 個別精査に該当した議案への対応について

- スチュワードシップ活動担当部門（エクイティ投資部）が、「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当した議案について個別に精査を行います。この際、必要に応じて投資先企業との対話を行い、投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明します。このような経緯を踏まえて、賛否を判断しています。

なお、2023 年度に個別精査を実施した企業は 109 社（前年度差 ▲14 社）でした。

- 議決権行使ガイドラインの個別精査に該当した企業数の推移（2021 年度～2023 年度）

		個別精査該当企業数(内訳は重複あり)		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度
株主還元		53	49	41
ガ バ ナ ン ス	業績 (ROE 等)	35	32	16
	独立社外取締役構成比	6	7	10
	買収防衛策	3	5	3
	社外役員への退職慰労金贈呈	2	3	1
	独立社外取締役の独立性	10	14	11
合計 (重複なし)		122	123	109

※買収防衛策は全件個別精査。

※ガバナンスの項目は一部抜粋。

- ・ 株主還元は、投資先企業の株主還元姿勢の高まりから配当性向が改善し、減少しております。
- ・ ガバナンスのうち業績（ROE 等）は、コロナ禍からの回復や円安による輸出企業の好業績を受け、大幅に減少しております。

(イ) 重要な議決権行使議案の事前チェックについて

- 重要な議決権行使議案（※）については、利益相反管理部門（コンプライアンス統括部）によるチェック、社外委員による専門的な立場からの助言等「責任投資委員会」の審議を踏まえて、賛否を決定します。

なお、2023年度の委員会での審議対象は23社でした。

※当社と一定の取引関係がある等により、利益相反のより厳正な管理が必要である企業の議案を「重要な議決権行使議案」と定義。

(ウ) 議決権行使結果の事後チェックについて

- 内部監査部門（内部監査部）において、議決権行使プロセスの適切性チェックを行い、「責任投資委員会」において、議決権行使判断のプロセスの妥当性の確認・検証を実施します。
- 検証の結果、議決権行使判断のプロセスが妥当であること、および利益相反の問題がないことを確認しています。

<責任投資委員会>

- 社外委員を含めた「責任投資委員会」において、より厳正に利益相反管理すべき重要な議案をすべて、事前に審議するなどの取組みを通じて、適切な議決権行使のための利益相反管理の強化や透明性の確保に努めています。
- 責任投資委員会の詳細については、「P4 責任投資の推進体制」をご参照ください。
- 2023年7月～2024年6月の責任投資委員会における議決権行使に関する協議内容は以下のとおりです。

開催時期	協議内容
2023年9月	・議決権行使判断のプロセスの妥当性の確認、検証（2022年度分）
2024年2月	・「ESG 投融資の基本方針」「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」「議決権行使ガイドライン」の改正および「ESG 投融資ガイドライン」の制定、2024年度の取組みの方向性について協議
2024年3月 2024年6月	・重要な議決権行使議案について、利益相反管理の観点から賛否判断を審議 ・賛否判断に伴う投資先企業との対話内容の確認

②議決権行使結果（一般勘定）

（ア）集計開示

<議案数ベース（※1）>

議案（会社提案）	賛成	反対	合計
剰余金処分	140	0	140
取締役選任（※2）	168	2	170
監査役選任（※3）	184	0	184
退職慰労金贈呈	1	1	2
役員報酬改定・役員賞与支給	44	0	44
定款一部変更	32	0	32
組織再編関連	0	0	0
買収防衛策	3	0	3
インセンティブ報酬導入・変更	33	0	33
会計監査人選解任	2	0	2
その他会社提案	1	0	1
会社提案合計	608	3	611
反対率		0.5%	

	賛成	反対	合計
株主提案	0	47	47

<企業数ベース>

対象企業数	会社提案に 全件賛成	会社提案に 1件以上反対	反対率
180	177	3	1.7%

<議決権行使結果公表に関する考え方・方針>

議決権行使結果については、議案の主な種類ごとの集計結果に加え、個別の投資先企業および議案ごとの賛否結果を公表します。

また、会社提案に反対した議案や、投資先企業との対話に資する観点から重要と判断される議案（※）については、賛否理由についても公表し、投資先企業の企業価値の向上を促すとともに、議決権行使の透明性向上を図ります。

※外観的に利益相反が疑われる議案、議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等

※1 親議案ベースで集計。

※2 監査等委員である取締役選任を除く。

※3 監査等委員である取締役選任、補欠監査役選任および補欠の監査等委員である取締役選任を含む。

(イ) 個別開示

- ・ 議決権の行使結果については、当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案への反対等、重要性が高いと考えられる場合は判断理由についても開示します。 [\(リンク\) 議決権行使結果](#)

(ウ) 会社提案に賛成した議案の事例

議案	個別精査該当内容 および賛否の考え方	賛成事例
取締役 選任	法令違反等の不祥事により企業価値を毀損させている可能性がある場合は個別精査とし、事案が将来に与える影響や、再発防止策とその実効性等のガバナンスの状況、社会的影響等を確認し、賛否を判断しています。	当該企業では法令違反が発生し、社会的信頼に大きな影響を与えました。しかしながら、外部専門家を交えた社内調査委員会の調査にて原因究明を行った後、再発防止策を策定したこと、代表取締役社長が引責辞任済みであること等を踏まえると中長期的に企業価値の回復は可能と判断し、賛成としました。
	ROE が 3 期連続 5%を下回った場合は個別精査とし、低 ROE に留まっている原因・課題、および ROE 改善に向けた取組み等を確認し、賛否を判断しています。	当該企業は、ROE が 5%を下回り、収益性の低い状況が継続していました。24 年 2 月に長期経営計画の見直しを発表し、ROE の数値目標を再設定、24 年度以降 3 年間をかけ事業ポートフォリオ変革と構造改革を推進することで収益性を改善させるとしています。対話の中で大規模な生産拠点の統廃合や人員の合理化、製品ポートフォリオの転換など収益性改善に向けた具体的な取組みが確認できたため賛成としました。
剰余金 処分	配当性向が著しく低い場合（配当性向 20%未満）は個別精査とし、財務内容、将来の成長のための設備投資予定、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。	当該企業は、業績の拡大に伴い増配を実施しているものの、配当性向が当社の求める水準（配当性向 20%以上）を下回っていました。対話の中で、財務体質の改善を進めつつ中長期的な業績拡大のための設備投資に重点を置くことを確認できたため、賛成としました。
	十分な資金を有するにもかかわらず、継続的に低水準の配当（3 期連続で配当性向 30%未満）を提案する場合は個別精査とし、現預金を保有する理由、将来の成長のための設備投資の考え方、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。	当該企業は、現金等が有利子負債を大きく上回り、配当余力が高まる状況となっていました。一方で、配当性向については、増配を実施したものの当社の求める水準（配当性向 30%以上）を下回って推移していました。対話の中で、生産能力増強を図るための大規模な設備投資が進行中であることを確認できたため、賛成としました。

③議決権行使結果（特別勘定）

- 特別勘定（変額保険に係る資産の管理・運用を行うための勘定）の株式運用は、当社のスチュワードシップ責任を適切に果たすことができることを確認の上、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社へ投資一任しています。2022年12月から直接投資による運用から投資信託形態による運用へ変更しており、投資信託内で保有する国内株式の議決権行使については、同社が定めた「国内株式株主議決権行使ガイドライン」に基づいて議決権行使を行っています。
- 個別の投資先企業の議決権行使の状況については、同社のホームページにおいて、当社特別勘定の投資先を含めて開示しています。
こちらををご覧ください。

[\(リンク\) 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 議決権行使結果](#)

5. スチュワードシップ活動への取組み

(6) 今後の課題と2024年度の取組み方針

今後の課題① 株主還元

- ✓ 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく要請等で、株主還元に対する意識が強まり、配当性向（総還元性向）を引き上げた企業がみられました。一方で、配当余力があるにもかかわらず安定配当の方針を維持し、結果として配当性向が継続して低い企業もみられました。

今後の課題② 収益性改善

- ✓ 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく要請等で、ROE に対する意識が高まり、新たに収益性改善の計画等を策定した企業がみられました。一方で、収益性改善のために中期経営計画等で設定した目標の達成が、困難となる企業もみられました。

今後の課題③ サステナビリティに関する課題への取組み

- ✓ 温室効果ガスの排出量削減について、プライム市場上場企業を中心に中長期の目標設定・公表が進み、一部の企業では GHG 排出量削減目標の引き上げも行われました。一方で、実際の排出量削減に向けた能動的な取組みに課題がある企業もみられました。
- ✓ 人権方針の策定、および人権デューデリジェンスを実施する企業が多くみられました。一方で、人権リスクの特定、モニタリング等に課題がある企業もみられました。

今後の課題④ 改善がみられない企業への対応

- ✓ 継続した対話により課題解消に向けて前向きに取り組む企業が多くみられました。一方で、課題認識はあるものの課題解消に向けた具体的な動きが確認できない企業もみられました。

2024 年度の取組み方針

- ✓ 株主還元姿勢に課題がある企業については、引き続き粘り強く対話を実施し、改善を促します。その際、経営戦略や資金配分戦略について対話を実施します。
- ✓ サステナビリティに関する課題については、当社の重点取組みテーマである「気候変動」「健康の確保」に加えて、「人権」「人的資本」「自然資本・生物多様性」を中心に対話を実施します。
 - ・ 「気候変動」は、気候変動への対応を後押しする観点から中長期の削減目標の設定や引き上げ、具体的な削減戦略の策定を促してまいります。
 - ・ 「人権」「人的資本」は、企業の取組み状況の情報収集に努め、改善すべき点などが見つかった場合は対応を促します。特に、人権については課題への取組みが重要になると想定される企業と対話を行います。
 - ・ 「自然資本・生物多様性」は、今後重要性が高まるテーマであると想定されることから、情報収集を進め、自然資本への依存や影響の大きさを踏まえたうえで企業と取組み内容の確認等の対話を行います。

また、対話に際しては、当社が独自に付与している「ESG スコア（※）」を活用し、情報開示が相対的に遅れている企業等に改善を促します。

（※）投資先企業が開示している情報を元に E・S・G 毎に点数化（合計：0～20 点）したものです。

（詳細は【参考：ESG スコアについて】を参照ください。）

なお、サステナビリティに関する課題については、株式保有先だけでなく社債保有先、融資先との対話を実施します。

- ✓ ガバナンス態勢の整備に課題がある企業については、独立社外取締役比率の引上げ等、また収益性（ROE）に課題がある企業については、低 ROE となっている要因等を中心に対話を実施し、改善を促します。
- ✓ 株主還元姿勢、サステナビリティ、ガバナンス態勢整備、収益性（ROE）の課題解決に一定の期間が必要であると当社が判断した企業は、「マイルストーン管理」を通じて、継続的に対話を実施し、改善を促します。

【参考：上場株式のESGスコアについて】

- 投資先企業のサステナビリティに関する課題に関し、統合報告書、ホームページ等で開示されている内容を確認し、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）毎に点数化（合計で0～20点）しています。

【主なチェック項目】

環境	GHG削減が経営課題に組み込まれているか。
	Scope1、2が開示されているか。
	Scope3が開示されているか。
	十分なレベルの2030年削減目標を開示しているか。
	2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を立てているか。
	足元でGHG排出量の削減は進んでいるか。
	TCFDに署名しているか。
	GHG削減に向けたロードマップ、戦略があるか。
	生物多様性への取組みについて方針等があるか。

社会	人権方針等が策定されているか。
	人権デューデリジェンスの体制が整備されているか。
	経営課題と連動した人財戦略が策定されているか。
	人材育成への取組みは進んでいるか。
ガバナンス	ROEが高位を維持しているか。
	ESG課題について経営層による監督が行われているか。
	役員報酬に気候変動要素が組み込まれているか。
	独立社外取締役の比率が高いか。
	取締役会の多様性が確保されているか。

※担当者の確認漏れ、および恣意的な判断を防ぐことを目的に、同時に外部ベンダーの情報を取得し、スコアに反映させています。

【ESGスコアの分布（株式保有先のみ）2024年6月末現在】

スコア	割合
15点以上（15点～20点）	32.1%
10点以上15点未満（10点～14点）	46.7%
10点未満（1点～9点）	21.2%

- 当社では、投資先企業のESGスコア引き上げを促すことで、当社の投融資ポートフォリオにおける2030年度GHG排出量▲39%削減（2020年度比）に貢献するものと考えます。
- ESGに関する社会情勢の変化、当社の「2050年度ネットゼロの達成に向けたロードマップ」の第2期間移行時等、必要に応じてESGスコアの付与方法は見直していきます。

5. スチュワードシップ活動への取り組み

(7) 自己評価

日本版スチュワードシップ・コードの各原則・指針の自己評価は以下のとおりです。

原則	内容	自己評価
原則 1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を策定し、また日本版スチュワードシップ・コードの改訂に応じて改正・公表を行うなど、適切に実施しています。
原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	「利益相反管理方針」の策定・公表や、「責任投資委員会」の運営を通じて、適切に実施しています。
原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	投資先企業について、業績や ESG 要素を含むサステナビリティに関する対応状況などの把握に努めており、適切なモニタリングを実施しています。
原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	投資先企業と「目的を持った対話」を通じて、認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めており、適切に実施しています。
原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	企業ごとの状況を把握し、議決権行使ガイドラインに則り判断をしています。また議決権の行使結果については、当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案への反対等、重要性が高いと考えられる場合は判断理由についても開示します。
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	当報告の公表を通じて適切に実施しています。
原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	スチュワードシップ活動および ESG 投融資のレベルアップに向けて、取り組みを適切に実施しています。